

# 深伊沢小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめを防止するための基本的な方向性

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所（＝だれもが安心して生活できる場）としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ① いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件であるにとらえる。
- ② いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体で真剣に取り組む必要があるにとらえる。
- ③ 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要があるにとらえる。
- ④ 子どもは、自らが安心して豊かに生活できる学校や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### (1) 「いじめ防止対策連絡会議」の設置

組織の構成員は、管理職、生徒指導担当教員、低学年代表、中学年代表、高学年代表、特別支援コーディネーター、養護教諭とする。心理の専門家としてスクールカウンセラー等、必要に応じて専門家の参加を求める。

### (2) 「いじめ防止対策連絡会議」の役割・年間計画

- ・いじめ事案に対して、いじめ防止対策連絡会議が中核となり、組織的に取り組む。
  - ・いじめに関する情報の収集や記録、対応に関する役割分担をする際の中核となる。
  - ・重大事態が起こった場合は、いじめ防止対策連絡会議が中核となって調査を行う。
  - ・いじめ防止に向けた年間計画の作成や、PDCA サイクルでの検証を行う。
- ### 3. いじめ防止及び早期発見のための取組

### (1) いじめ防止の取組

いじめは「どの子どもにも起こりうる」という認識をすべての職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる学校風土をつくる。児童・保護者の意識や背景、地域・学校の特性を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な計画を実施する。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、早期解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と児童との信頼関係の構築等に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を鋭敏にとらえ、いじめを見逃さない努力と、全教職員での情報共有や保護者、カウンセラーとの連携による情報収集を行う。

## (3) いじめに対する措置

いじめを認識した場合には、いじめ防止対策連絡会議を中心に速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

## (4) 研修

本校において、「いじめ防止基本方針」を活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図る。職員の人権意識の向上やいじめ防止、人間関係にかかわる指導法などの研修を年間を通じて行う。

## (5) 学校運営協議会等の活用

保護者、地域と学校が抱える課題を共有し、保護者地域と一緒に課題を解決するために、学校運営協議会、鈴峰中学校区生徒指導連絡協議会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

## 4. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、速やかに教育委員会や警察等 関係機関に報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決に当たる。

### (2) 重大事態の調査

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

### (3) 児童・保護者への報告

いじめを受けた児童や、その保護者に対して調査等で明らかになった事実関係について説明する。また、学年もしくは、学校全体の保護者に説明が必要だと判断した場合は、当事者の同意を得たうえで関係者の個人情報に十分配慮し、緊急の保護者会等を開催する。

令和5年5月